

令和2年3月17日

1 ～ 5 年 生 保 護 者 様

鳥栖市立鳥栖小学校
校 長 園 田 道 雄

臨時休校に伴う給食費の精算について（お知らせ）

早春の候、保護者の皆様におかれましては、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。
日頃から、本校の教育活動についてご支援、ご協力をしていただき、心よりお礼申し上げます。
さて、今回の臨時休校（3月3日～3月23日）に伴い13日分の給食費の返還金が生じております。
このことについて、1年生から5年生までは下記のとおり、次年度の4月分給食費から返還金分を差し引いて口座振替額の調整をさせていただきます。

記

（1）現1年生～5年生 4月分給食費 4,300円－3,250円（繰越金）＝1,050円（口座振替金額）

（2）新1年生は 4,300円の徴収となります。